平成２２年（フ）第５１号
熊本県人吉市願成寺町612番地９
債務者　太田　　駿
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５９号
熊本県人吉市鬼木町592番地４　五島住宅２号
債務者　山口　恵子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第６６３号
栃木県栃木市祝町15番17号
債務者　上原　由里
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６８号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツＧ－１－２、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1209番地１　エクセラン佐藤Ｂ―101
債務者　日向野美智子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６９号
栃木県宇都宮市西川田３丁目11―17　シゲミコーポ101、住民票上の住所栃木県宇都宮市日の出２丁目８番13号
債務者　尾股　愛子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７３号
栃木県下都賀郡壬生町中央町15番15号　ベルハイツＡ201
債務者　中村理恵子（旧姓山澤）
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９号
沖縄県沖縄市山里１丁目２番34号
債務者　具志堅成正
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１３３号
沖縄県沖縄市高原４丁目24番31号　グランシェロヒルズ204号
債務者　堀江　勇樹
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５４号
沖縄県沖縄市高原７丁目11番14号
債務者　下地　時子（旧姓高吉）
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６０号
沖縄県中頭郡中城村字和宇慶800番地２
債務者　仲眞　育恵
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７０号
沖縄県沖縄市諸見里１丁目25番27号　１Ｆ左
債務者　大城　敏夫
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７１号
沖縄県沖縄市照屋１丁目30番16号　座間味荘Ｂ―201
債務者　田里　友軌
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８７号
沖縄県沖縄市字美里764番地２　２Ｆ
債務者　照屋　正代
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２４２号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　中田　　仁
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１７号
東京都小平市学園東町３丁目１番９号
債務者　澤田　貴宗
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部